

# 低入札価格調査制度の制定について

敦賀市総務部契約管理課

敦賀市発注の公共工事について、新たに低入札価格調査制度を制定いたします。個別の案件について低入札価格調査制度を適用する案件かどうかは、入札公告によりご確認ください。

## 1 内容

低入札価格調査制度（調査基準価格及び失格基準価格の設定）を制定しました。これにより、敦賀市において価格競争にて落札者を決定する際には、最低制限価格方式若しくは低入札価格調査方式のいずれかで行われます。なお、総合評価落札方式で行われる入札について変更はありません。

### (1) 価格競争

最低制限価格若しくは調査基準価格及び失格基準価格を設定します。

### (2) 総合評価落札方式

基準価格のみを設定しています。（変更はありません。）

## 2 対象案件

予定価格が概ね1億5千万円を超えるような工事のうち、低入札価格調査制度の適用が適当であると敦賀市が判断したもの

## 3 改正日

上記の改正については、令和3年6月28日以降に公告を行う工事から適用します。

### ○低入札価格調査制度とは

低入札価格調査制度とは、あらかじめ設定した失格基準価格以上で調査基準価格に満たない価格をもって入札があった場合に、当該応札価格の妥当性や契約の内容に適合した履行の確実性を調査したうえで落札者を決定する制度です。

調査を実施した結果、応札価格の妥当性や履行の確実性が確認できなかった場合には、失格となります。

### ○調査対象となった場合

- ・当該入札の落札決定を保留とします。
- ・調査対象者から調査書類の提出を求め、入札額の積算根拠等についてヒアリングを行います。
- ・調査書類が提出されない場合には失格となります。
- ・低入札価格調査を実施した結果、当該応札価格が妥当であると判断された場合には、調査対象者を落札者と決定します。
- ・低入札価格調査を実施した結果、調査対象者が失格判断基準に該当した場合は失格となります。
- ・調査対象者が失格となった場合には、次に低い価格で入札した者に対して低入札価格調査を行います。

### ○調査基準価格及び失格基準価格について

調査基準価格及び失格基準価格については、事後公表とします。

### 低入札価格調査イメージ

